

2024年度

小規模保育事業げんきっこ 重要事項説明書

2024年3月

学校法人 江別若葉学園

2024年度 小規模保育事業げんきっこ 重要事項説明書

1. 事業所の運営主体

名 称	学校法人江別若葉学園
所在地	江別市元町24番地8
電話番号	011-382-2501
代表者氏名	理事長 土谷 直穂実

2. 事業所の概要

種 類	小規模保育事業C型
名 称	げんきっこ
所在地	江別市元町24番地3
連絡先	電話 011-382-2501 FAX 011-382-7345
管理者	園長 土谷 直穂実
対象児童 利用定員	子ども・子育て支援法第19条第3号に定める小学校就学前の子どものうち、 1歳・2歳の子ども 10人
開設年月日	2015年4月1日（事業休止2017年4月1日～2024年3月31日）

3. 事業の目的、運営方針

(1) 目的

小規模保育事業げんきっこ（以下「当園」という。）は、幼児期の経験こそが人格形成の基盤となっていくと考え、以下の運営方針に基づき入園する子どもを教育・保育し、健やかな成長のために適度な環境を与え、その心身の発達を促進することを目的とします。

(2) 運営方針

キリスト教の精神に基づいて教育・保育を行うことを基本として、心の教育を大切に「明るくたくましい、思いやりのある子ども」を育てる。

1. 神様の愛を知り、感謝できる子ども
2. 心も体もたくましい子ども
3. 一人でも友達の中でも楽しく遊べる子ども
4. 人の話をよく聞き、自分の考えで行動できる子ども
5. 友達を思いやり、助け合って一緒に頑張る子ども
6. 自然を大切にし、命の尊さを知る子ども

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	262.42 m ²
	園庭	元江別わかば幼稚園 1,000 m ²
園 舎	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
	延べ面積	91.26 m ² （うち保育室：55.42 m ² ）
	新築年月日	平成20年4月24日

(2)主な設備

設 備	部屋数	備 考
風除室、玄関	1	
ホール	1	
保育室	1	
調理室	1	
トイレ	1	幼児トイレ2、一般トイレ1
物 入	1	

5. 職員の設置状況

(1)職員配置

職 種	員 数	常 勤	非常勤	職 務 内 容
園 長	1		○	当園の管理運営を総括します。
家庭的保育者	3	○	○	保育計画に基づき保育を行います。 また、家庭との連絡等の業務を行います。
保育補助者	3	○	○	家庭的保育者を補助し、保育を行います。
栄養士	1		○	子どもの栄養の指導等を行います。
調理師	1		○	給食の調理を行います。

(2)職員勤務体系

正職員の勤務時間帯

①7:15～16:15、②7:45～16:45、③9:30～18:30、④10:15～19:15

6. 保育を提供する時間及び日

当園では保育を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1)保育時間

保育必要量の区分	対 象 時 間
保育標準時間	7：15～18：15の範囲内
保育短時間	8：15～16：15の範囲内

(2)延長保育

保育必要量の区分	対 象 時 間
保育標準時間	18：15～19：15の範囲内
保育短時間	(1)7：15～8：15の範囲内 (2)16：15～19：15の範囲内

(3)保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12/30～1/4）を除きます。

また、当園の判断により、上記の日以外であっても必要に応じて休園することがあります。

(4)家庭における保育のお願い

お盆の時期などは、ご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

7. 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

保育所保育指針及び学園の教育・保育理念や運営指針に基づいて、子どもの望ましい成長と発達を最優先にした保育を提供します。

(2) 給食

ア. 食事は、認定こども園元江別わかば幼稚園の調理室で調理を行い提供します。

イ. 昼食と間食（午前と午後の各1回）を提供します。

ウ. アレルギー対応園ではありませんが、ご相談に応じられる場合もあります。

(3) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア. 延長保育

イ. その他の便宜

(4) 一日の流れ

時間	内 容
7:15～	登園・あそび
9:15～	朝の集い・午前のおやつ
10:00～	屋外散歩・屋内あそび
11:30～	昼食
12:30～	午睡
15:00～	午後のおやつ
15:30～	屋内あそび
18:15～	保育終了

(5) 年間行事

月	行 事 内 容
4月	入園式
5月	
6月	個人懇談、内科健診、歯科健診
7月	親子ふれあいあそび
8月	
9月	
10月	内科健診
11月	
12月	
1月	個人懇談
2月	
3月	新年度準備日

8. 保育料等について

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）について

当園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育料以外の費用について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、保育の提供にあたって必要な費用であって、保護者負担が望ましいものについて別途お支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜、書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア. 便宜に係る費用

項目	理由	金額	徴収時期
保健衛生費	オムツ処理代	800円	毎月
連絡帳	家庭と園との連絡帳	165円	必要時

イ. 延長保育に係る保育料

項目	7:15~8:15	16:15~18:15		18:15~19:15
		1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	—	—	—	200円
保育短時間	100円	100円	200円	
備考 1. 保育料の徴収基準に合わせて延長保育料が減免される方がいます。 2. 毎月26日に前月分の料金を徴収します。				

9. 利用定員

(1)対象児童

3号認定子どもに該当する子ども（満1歳から満3歳に到達した日（誕生日の前日）の属する年度の終わりまで）

(2)利用定員

区分		定員
3号認定子ども	1歳~2歳	10人

10. 利用の開始及び終了に関する事項等

(1)保育の提供の開始

江別市の入所調整により決定いたします。

(2)保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア. 3号認定子どもでなくなったとき（ただし満3歳に到達した日（誕生日の前日）の属する年度の終わりまで利用する場合を除く）。

イ. 子どもの保護者から当事業利用の取消しの申し出があったとき。

ウ. 子どもの居住地市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。

エ. 子どもの居住地市町村と協議のうえ適当と認められないとき

オ. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3)退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退園届を提出するものとします。

11. 緊急時の対応

(1)保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医やその他医療機関へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

【内科】

医療機関の名称	ウルトラ内科小児科クリニック
嘱託医名	山崎 茂
所在地	〒069-0862 江別市大麻栄町11番地9
電話番号	011-688-8801

【歯科】

医療機関の名称	ファースト歯科
嘱託医名	市川 恭成
所在地	〒067-0041 江別市元江別本町22番地5
電話番号	011-385-8811

(2)災害時の対応について

ア. 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	元江別わかば幼稚園（園庭）	名称	元江別公園
園からの距離	3m	園からの距離	60m
所要時間	20秒	所要時間	5分

イ. 引き渡しについて

災害発生後の子どもの引き渡しは、原則として当幼稚園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地避難場所で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3)保護者と連絡がとれないとき

緊急時、保護者と連絡がとれない場合は、その症状に緊急性があると判断したときは、教職員が子どもに付き添いの上、医療機関を受診又は救急搬送を行いますので、あらかじめご了承ください。

(4)非常災害が発生したとき

自然災害の発生により安全な保育が継続できないと責任者が判断し、以下に該当する場合には、責任者の判断によって、速やかに休園等の措置を行います。

施設所在地に避難情報等が発令されたとき			
開園時間内	高齢者等避難	警戒レベル3	閉園 当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
	避難指示	警戒レベル4	
	緊急安全確保	警戒レベル5	
	特別警報		
開園時間外	高齢者等避難	警戒レベル3	休園 開園時間外のうちに解除された場合は、下記（※）と同様の取扱いとなります。
	避難指示	警戒レベル4	
	緊急安全確保	警戒レベル5	
	特別警報		

(※)	施設所在地の避難情報等が解除されたとき 施設の安全確保と職員体制が確保され次第開園 (当園から保護者の皆様へご連絡)
-----	--

江別市内で震度5弱以上の地震が発生したとき		
開園時間内	閉園	施設の安全が確認できない場合は、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
開園時間外	休園	施設の安全確認と職員体制の確保ができるまでは休園とします。

災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行います。危険を感じた場合は、当園からの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいて構いません。当園から連絡ができない状況も起こり得ますので、早めのご判断、ご対応によりお子さんの安全確保にご協力をお願いします。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

本学園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者 園長 土谷 直穂実 ・苦情受付担当者 教頭代行 加藤 悦子 ・ご利用時間 当園開園日 8時～17時 ・電話番号 011-382-2501 ・FAX 011-382-7345 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	三浦 英 敏	元北星学園附属高等学校校長
	竹村 泰子	元参議院議員
	高下 泰三	小児科医

※当園は、幼児の望ましい成長・発達を最優先の要件として、学園の教育・保育理念や方針に基づいて保育運営します。保護者の苦情や要望には説明責任を十分に果たし、丁寧に対応させていただきますが、場合によっては、保護者の意向に沿えない場合もありますことをご理解ください。

13. 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・避難口誘導灯 有 ・消火器 有 ・その他、カーテン、敷物の防災処理 有
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。

14. 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

15. 連携施設

連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
名称	認定こども園 元江別わかば幼稚園
所在地	江別市元町24番地8
連携内容	①保育内容の支援 ・ 合同保育 ・ 給食に関する支援 ・ 嘱託医（健康診断） ・ 園庭の開放 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿の設定

16. 保険に関する事項

(1)賠償責任保険：施設所有者賠償責任保険

保険金額／対人・対物賠償 支払い限度額（1名）20,000千円
1事故につき最大 100,000千円

(2)傷害保険：日本スポーツ振興センター災害給付（傷害）

保険金額／JSC災害共済給付に定める給付金額

17. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報は、本園の個人情報取扱方針に基づき、適切に取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1)個人情報の提供

ア. 緊急を要するとき

緊急時において、救急隊及び病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

イ. 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり、知り得た個人情報のうち法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

ウ. 虐待防止に関する法令により個人情報の提供を要する場合にあって、園外に伝達することがあります。

(2)個人情報の使用

ア. 保育料の金額の情報

お住いの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、延長保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ. 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び子どもの世帯の情報は、教育の提供に必要な範囲に限り使用します。

ウ. ホームページやパンフレットなどの媒体への写真掲載

①江別市私立幼稚園連合会共同チラシ、江別市私立幼稚園連合会会誌など江別市私立幼稚園関係の冊子への掲載

②当学園が了解した道内版情報誌等への掲載

③「認定こども園元江別わかば幼稚園の入園案内やチラシ」、「体験入園の案内ポスター」など園紹介に関する冊子や「認定こども園元江別わかば幼稚園のイベント案内ポスター」への掲載、卒園式や幼稚園説明会でのプロジェクターによる紹介、学校法人江別若葉学園後援会 麦の穂会 会誌「麦の穂だより」への掲載

④「認定こども園元江別わかば幼稚園ホームページ」への掲載

⑤当学園が了解した新聞やテレビ取材及びそのニュース記事掲載やテレビの放映

⑥教職員が作成するドキュメンテーション等への掲載

※当園では、「保育の見える化」の試行を進めています。お子さまの普段の様子をドキュメンテーション等で掲示していく方向です。作成にあたり、教職員が撮影した写真を使用させていただく事があります。

※2016～2022 年度実績

- ・北海道マガジン ジェイピーゼロワン エリア江別市
- ・広報えべつ
- ・北海道新聞 ～ 交通安全旗振りの様子
- ・NHKほっとニュース北海道 ～ いちご狩りインタビュー
- ・江別市経済部農業振興課 ふれあいファームしのつ（野菜直売所）にて
～ 田植え体験写真掲示

18. 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前8時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、延長保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡をお願いします。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
車両等	本園の駐車場はスペースに限りがありますので、送迎等で自家用車を使用される場合は十分注意してください。
宗教、営利、政治活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、当園の教育・保育を阻害するような活動、また、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
衛生管理	当園では、集団での生活習慣の涵養を保育の一環として位置付けており、感染症対策やアレルギー対策等について、保護者と連携確認しながら適宜対応します。
写真・動画撮影	個人情報を守るため、また、子どもたちの気が散らないようにするため、日常の保育時間内及び参観日の撮影は禁止いたします。全ての行事において、インターネットに繋がっている機器（スマートフォンやタブレット等）での撮影を禁止します。
不正受給	次に掲げる事項に該当しているにもかかわらず、教育・保育給付認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 1. 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 2. 就労状況等の変化により、保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 3. その他世帯の状況の変化により、教育・保育給付認定の変更認定が必要であるとき。

学校法人 江別若葉学園
理事長 土谷 直穂実